

① 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

別表十三(二) 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業年度 又は連結 事業年度		法人名	( )	円	
保険事故等があった事業年度 又は連結事業年度	1	昭平 昭平	帳簿価額の減額等をした場合 特別勘定に 経理した 場合	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	13
保険等の目的資産	2			代替資産の取得等のため(7)又は(7)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14
保険等の目的資産の帳簿価額	3	円		圧縮限度額 $(8) \times \frac{(14)}{(7)}$ 又は $(8) \times \frac{(14)}{(7)} - 1$ 円	15
同上のうち被害部分の帳簿価額	4			代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	16
保険金等を受けた場合	取得した保険金等の額	5		圧縮限度額 $(12)$ 又は $(12) - 1$ 円	17
	資産の滅失等により支出する経費の額	6		圧縮限度超過額 $(13) - (15)$ 及び $(16) - (17)$	18
	差引保険金等の額 (5) - (6)	7		特別勘定に経理した金額	19
代替資産の交付を受けた場合	保険差益金の額	8		繰入限度額の計算 繰入限度額 $(8) \times \frac{(20)}{(7)}$	20
	交付を受けた代替資産の価額	9		繰入限度超過額 $(19) - (21)$	21
代替資産の交付を受けた場合	資産の滅失等により支出する経費の額	10		当初特別勘定に経理した金額 $(19) - (22)$	22
	差引代替資産の額 (9) - (10)	11		繰越額 同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	23
	代替資産に係る差益金の額	12		当期中に益金の額に算入すべき金額	24
				期末特別勘定残額 $(23) - (24) - (25)$	25
				計算	26

## 別表十三（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、固定資産の滅失又は損壊により保険金等を取得した法人が、その保険差益金等に関し法第47条から第49条まで（保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第47条から第49条までの規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 この明細書は、各災害ごとに、かつ、滅失した固定資産の種類ごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 3 保険金等とともに代替資産の交付を受けた場合の「資産の滅失等により支出する経費の額」の「6」又は「10」は、次により記載します。
  - (1) 「6」には、次により計算した金額を記載します。
$$\text{その経費の額} \times \frac{(A)}{\text{保険金等の額}(A) + \text{価額}(B)}$$
  - (2) 「10」には、次により計算した金額を記載します。
$$\text{その経費の額} \times \frac{(B)}{(A) + (B)}$$
- 4 保険金等とともに代替資産の交付を受けた場合の「保険差益金の額8」又は「代替資産に係る差益金の額12」は、次により記載します。
  - (1) 「8」には、次により計算した金額を記載します。
$$\text{「7」の金額} - \text{「4」の金額} \times \frac{(A)}{\text{保険金等の額}(A) + \text{価額}(B)}$$
  - (2) 「12」には、次により計算した金額を記載します。
$$\text{「11」の金額} - \text{「4」の金額} \times \frac{(B)}{(A) + (B)}$$
- 5 特別勘定の設定後の事業年度（連結事業年度）に代替資産を取得したときでその取得価額が次により計算した金額を超えるときは、その計算した金額を記載します。
$$\text{その取得等の直前の特別勘定残額} \times \frac{7 \text{の金額}}{8 \text{の金額}}$$
- 6 「特別勘定に経理した金額19」には、法第48条第6項の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（法第48条第6項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合には、法第48条第6項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。